



鳥取県公報

令和3年2月19日（金）
第9276号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（73）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（74）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（75）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業者の指定（76）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆり調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田677-5	令和3年1月1日
ウェルネス薬局境港店	境港市蓮池町92-1	令和3年1月16日

鳥取県告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ゆり調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田677-5	令和2年12月31日
ウェルネス薬局境港店	境港市蓮池町92-1	令和3年1月16日

鳥取県告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業、特定福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具販売事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
医療法人昌生会	米子市中島二丁目1-46	ケアプランセンター新田	米子市中島二丁目1-54	令和2年7月31日
社会福祉法人尚徳福祉会	米子市榎原1889-6	ケアプラン作成事業所アイアイ	米子市榎原1823	令和3年1月26日

2 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
有限会社室山商店	倉吉市住吉町65	有限会社室山商店介護事業所らるご	倉吉市住吉町65	令和2年7月15日

3 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
有限会社室山商店	倉吉市住吉町65	有限会社室山商店介護事業所らるご	倉吉市住吉町65	令和2年7月15日

鳥取県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月19日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウィーズ	宿泊付デイサービス レインボウロード	東伯郡北栄町亀谷 1461-2	令和3年2月15日	通所介護